

第11号議案

春日市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

こどもの疾病の早期発見及び治療の促進並びに高校生世代までのこどもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図るため、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(春日市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 春日市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号に次のように加える。

ウ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(乳幼児並びにア及びイに掲げる児童を除く。)

第3条第1項中「又は」を「若しくは」に、「保護者」を「こどもの保護者又は医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者である15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童(以下「保護者等」という。)」に改め、同条第2項第2号中「受けている前条第1号イに掲げる乳幼児及び児童の保護者」を「受けることができる保護者等」に改め、同項第3号中「受けている児童の保護者」を「受けることができる保護者等」に改める。

第4条第1項中「こどもの保護者」を「保護者等」に改め、同項ただし書を削り、同項各号を削る。

(春日市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「保護者」の次に「(以下「重度障害者等」という。)」を加え、同項ただし書中「ただし、」の次に「重度障害者等(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)」に係る」を加え、同項第1号アただし書中「(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、1月につき3,500円)」を削り、同号イただし書中「(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、1月につき2,100円)」を削り、同条第3項中「15歳」を「18歳」に改める。

(春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「ただし、」の次に「対象者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)に係る」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の春日市こども医療費の支給に関する条例(以下「改正後のこども医療費支給条例」という。)、第2条の規定による改正後の春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(以下「改正後の重度障害者医療費支給条例」という。)及び第3条の規定による改正後の春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(以下「改正後のひとり親家庭等医療費支給条例」という。)の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の支給について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後のこども医療費支給条例の規定によるこども医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対するこども医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。
- 4 改正後の重度障害者医療費支給条例の規定による重度障害者医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する重度障害者医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。
- 5 改正後のひとり親家庭等医療費支給条例の規定によるひとり親家庭等医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対するひとり親家庭等医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。